

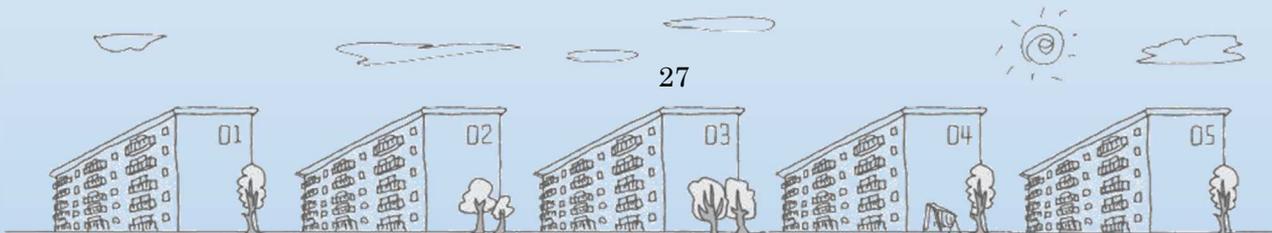
市営住宅修繕等負担区分表

※下記の負担区分にかかわらず、入居者が破損させた場合は、入居者に修繕を負担していただきます。

<建築一般>

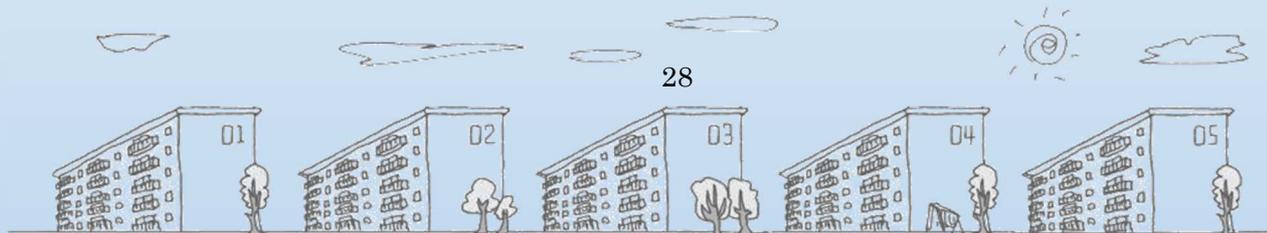
1.屋内部分

番号	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
1	柱・鴨井・敷居に係る構造上必要な修繕	○		
2	天井に係る構造上必要な修繕	○		
3	根太・土台・大引・床板に係る構造上必要な修繕	○		
4	壁自然破損(内外共)	○		釘, 浮上り等軽微なものは入居者負担
5	内壁の塗装		○	
6	内壁の壁紙貼替		○	
7	押入棚・台所棚修繕		○	
8	窓枠・出入口枠・扉修繕	○	○	自然腐朽は市負担, その他は入居者負担
9	木製外部建具・玄関扉修繕	○	○	同上
10	金属製外部建具・玄関扉修繕	○	○	同上
11	集合郵便受修繕	○	○	同上
12	建具金物(錠を含む)破損	○		同上
13	室内扉・引戸・襖修繕	○		同上
14	網戸修繕		○	
15	ガラス入替	○	○	自然割れ及び老朽によるガラス押えの取替は市負担
16	畳修繕		○	
17	カーテンレール修繕		○	
18	コンロ台・流し台・吊戸棚修繕	○		
19	ステンレス流しの漏水修繕	○		
20	物干金具・クーラー支持金物修繕	○		
21	ベランダ手摺修繕	○		
22	ベランダ間仕切り板修繕	○		
23	ベランダ床漏水修繕	○		
24	木部水かかり部の腐朽	○		
25	各種スリーブキャップ修繕		○	



2.建物外部廻り及び屋外附帯設備

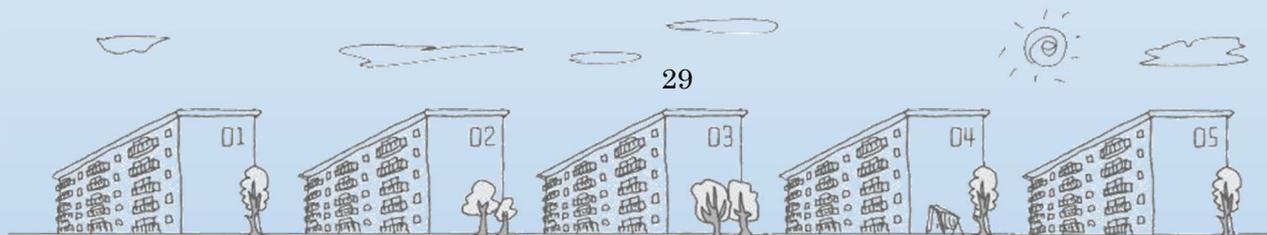
番号	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
1	雨桶つまり		○	
2	雨桶取替修繕	○		
3	屋根雨漏り修繕	○		
4	壁面雨漏り修繕	○		
5	フェンス修繕	○		
6	階段・廊下及び手摺修繕	○		
7	屋上点検口修繕・錠修繕	○		
8	便所臭突修繕	○		臭突の天端(ベンチレーター)は入居者負担
9	屋外雨水排水管つまり		○	
10	屋外雨水排水管修繕	○		
11	屋外雨水排水柵修繕	○		
12	道路・道路側溝修繕	○		
13	団地内共同柵修繕	○		
14	砂場砂補充	○		
15	屋外遊具修繕	○		
16	樹木維持管理・除草		○	高木の剪定・追肥及び消毒は市負担
17	藤棚修繕	○		
18	団地内ベンチ修繕	○		
19	自転車置場修繕	○		
20	ごみ置場修繕	○		
21	案内板修繕	○		
22	共同部建具修繕	○		
23	共同部ガラス入替		○	網入りガラスの自然割れ及び老朽によるガラス押えの取替は市負担
24	集会室修繕	○	○	主要構造部分は及び大規模な修繕は市負担 その他は入居者負担。
25	台風・豪雨・火災等による被害の復旧	○		



<設備一式>

1.電気設備

番号	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
1	幹線開閉器	○		引込盤及び分電盤を含む
2	幹線ヒューズ	○		同上
3	幹線ブレーカー	○		同上
4	各戸ブレーカー及びヒューズ		○	ブレーカーの本体修理は市負担
5	電線・電球保護材取替	○		
6	各戸スイッチ	○		
7	各戸コンセント	○		※プレート破損は別
8	接続ボックス	○		※プレート破損は別
9	各戸チャイム	○		※プレート破損は別
10	電話用差込口	○		※プレート破損は別
11	テレビ用差込口	○		※プレート破損は別
12	階段灯・廊下灯・外灯のスイッチ	○		※プレート破損は別
13	上記6～12のプレート破損		○	
14	各戸照明器具・球切れ		○	
15	各戸電球の受口(キーソケット)及びローゼット(コード引出口)		○	
16	換気扇・天井扇・レンジフード	○	○	本体修理は市負担 修理・清掃は入居者負担
17	テレビの共同受信アンテナ	○		市が設置したものに限る
18	テレビの分配器・分岐器	○		同上
19	テレビのブースター	○		同上
20	有線放送のスピーカー	○		同上
21	階段灯・廊下灯・外灯の球切れ		○	市が指定する特殊なものについては市負担
22	同上グローブ(電球カバー)等取替		○	
23	外灯ポール取替	○		市が設置したものに限る
24	階段灯・廊下灯・外灯の金属部腐食	○		
25	共同等の自動点滅器	○		
26	電波障害施設の保全	○		



2.ガス設備

番号	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
1	ガス管修繕	○		
2	ガスコック及び付属品		○	
3	浴槽・バランス釜	○	○	浴槽・釜の取替は市(市が設置したものに限り) 修繕は入居者負担
4	給湯器	○	○	取替は市(市が設置したものに限り) 修繕は入居者負担

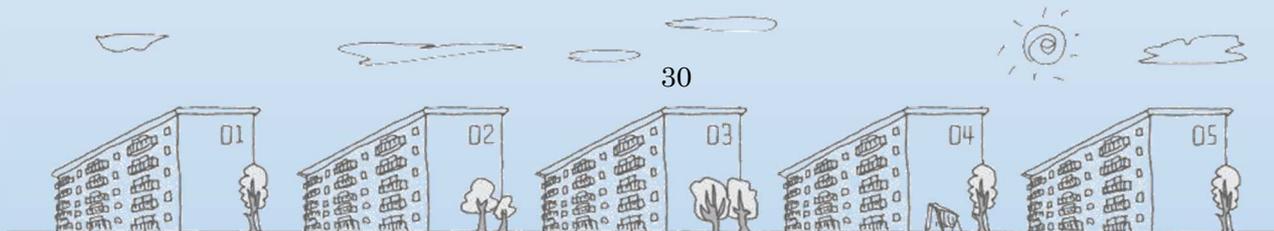
3.消防用設備(日常の管理は各棟)

番号	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
1	消火器	○	○	設置は市 紛失等は各棟負担 住戸内は入居者負担
2	消化剤入替		○	
3	自動火災報知設備	○		
4	非常警報ベル及び押しボタン	○		
5	消防活動用専用コンセント	○		
6	連結送水口(消防隊専用)	○		
7	放水口(消防隊専用)	○		
8	非難口誘導灯・非常出入口灯	○		球切れは入居者負担

注1 対象の設備は市所有のものに限ります。

注2 消防法による点検の結果、修繕を要する場合は管理上市負担で行います。

なお、住戸内の消化剤の入れ替えは入居者負担となります。



4.給排水衛生設備(屋内)

番号	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
1	各種水栓類修繕取替		○	
2	各種水栓パッキン取替		○	
3	便器・ロータンクのバルブ, 洗浄管等の修繕		○	
4	便器排水管のつまり		○	
5	浴槽・流し・洗濯槽・手洗器等の付属金物取替		○	
6	浴槽・流し・洗濯槽・手洗器等の排水管つまり		○	
7	浴槽・流し・洗濯槽・手洗器等に付属する配水管取替		○	
8	汚水・雑排水管修繕取替	○		
9	給水管修繕取替	○		
10	衛生陶器(洗面器・鏡等)破損		○	老朽による取替は市負担
11	手洗器トラップ取替		○	
12	流しトラップ取替	○		
13	洗濯機用防水パン・洗濯槽のトラップ取替	○		
14	各種トラップパッキン取替		○	
15	ペーパーホルダー取替		○	
16	ロータンクの内部金物及びパッキン取替		○	

5.給排水衛生設備(屋外)

番号	修繕内容	負担区分		備考
		市	入居者	
1	共用栓及びパッキン取替		○	
2	給水管漏水修繕	○		市が設置した給水管に限る
3	汚水管・雑排水管・汚水桝破損修繕	○		
4	汚水管・雑排水管・汚水桝つまり		○	埋設管は市
5	各種弁類修繕取替	○		市が設置した給水管に限る
6	消火栓修繕	○		同上
7	止水栓修繕	○		同上
8	マンホールのフタ	○		老朽・災害による修繕は市負担

